○国土交通省告示第七百二十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1155	自立構造である乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	クリオン株式会社	東京都江東区越中島一丁目2番21号	平成24年6月6日

○国土交通省告示第七百二十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1156	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	旭化成ホームズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号	平成24年6月6日

○国土交通省告示第七百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1157	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	旭化成ホームズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号	平成24年6月6日

○国土交通省告示第七百二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1159	天井裏に木炭を敷設したコンクリート系構造の床の遮音構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	出雲土建株式会社	島根県出雲市知井宮町138番3号	平成24年6月6日

○国土交通省告示第七百二十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年六月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5083号	物件の型式　電子海図情報表示装置　FMD－3200	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号
第5084号	〃　FMD－3300	〃	〃

○海上保安庁告示第百五十号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PS19　あさぢ　こんごう」を「PS19　あさぢ」に改める。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC120　かわぎり」を「PC121PC120　かわぎり　わかづき」に改める。

附　則

この告示中第一条の規定は平成二十四年六月二十二日から、第二条の規定は平成二十四年七月十日から施行する。

○海上保安庁告示第百五十一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、海上保安庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件（平成二十三年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月十八日から施行する。

平成二十四年六月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

第十二号中「新潟県新潟市中央区万代二丁目二番地一号（国土交通省新潟総合庁舎）」を「新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号（新潟美咲合同庁舎一号館）」に改める。

○防衛省告示第百五十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年六月十八日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒